

令和8年度銚田市公共交通等事業者燃料価格高騰対策支援金のご案内

1 趣旨

燃料価格高騰の影響を受けながらも運行を継続している地域公共交通等事業者の事業継続を支援することで市民の安全・安心な移動手段を維持します。

2 支援対象事業者

交付申請の日において、次の全てに該当する事業者が支援の対象となります。

- 令和8年4月1日現在において銚田市内に本社又は営業所を置くバス事業者若しくはタクシー事業者又は市内に主たる営業所を置く自動車運転代行業者であって、今後も事業を継続する意思を有する者
 - ※バス事業者 ----- 一般貸切旅客自動車運送事業者
 - ※タクシー事業者 ----- 一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定を除く。）
 - ※自動車運転代行業者 ---- 自動車運転代行業者の認定を受けており、かつ、国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条に規定する損害賠償責任保険契約を締結していることの証明書（車両の異動事実が分かるものを含む。）を提出できる者に限る。
- 令和7年4月から令和8年3月までの間に当該事業に係る運賃収入、又は売上を得ていること。
- 市税等の滞納がないこと（市から徴収猶予を受けている場合又は市と納付誓約を締結している場合を除く。）。
- 暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当、関与していないこと。

3 支援金

支援金の額は、令和8年4月1日時点において市内の営業所で保有する事業用車両の台数に応じた額となります。

バス事業者 タクシー事業者	乗車定員11人以上の車両 35,000円/台 乗車定員11人未満の車両 20,000円/台 ※一般貸切又は一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する車両が対象です。 ただし、市の委託業務の用に供する又はその予定があって取得した車両並びに休車中の車両は除きます。
運転代行業者	随伴用車両 20,000円/台
算定例	【定員11人以上の車両5台、定員11人未満の車両3台、随伴用車両2台を保有する場合】 35,000円×5台+20,000円×3台+20,000円×2台=275,000円

※当支援金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

4 申請手続

(1) 申請書類

次表の書類を提出してください。申請に必要な書類は市 HP にてダウンロードできます。

	チェック	申請書類
共通		令和8年度銚田市公共交通等事業者燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書 (様式第1号)
		事業の許可又は認定を受けていることを証する書類の写し ※複数の事業許可を受けている場合は、それぞれ提出してください。
		令和7年4月から令和8年3月までの運賃等収入額が確認できる書類の写し
		保有車両に係る自動車検査証(有効期間が満了していないもの)の写し
		誓約書兼同意書(様式第2号)
タクシー		令和8年4月1日の時点において、茨城運輸支局に届出がされている事業用車両の台数が確認できる各旅客自動車運送事業の事業計画の写し
代行運転		代行業法施行規則第2条に規定された損害賠償責任保険契約を締結していることを証するもの(車両の異動事実が分かるものを含む。)

(2) 申請期限

令和8年6月30日(火) 【必着】

(3) 申請方法

持参・郵送により申請してください。

<宛先> 〒311-1592

銚田市銚田 1444 番地 1 銚田市まちづくり推進課 地域振興係宛

(4) 支援金の交付

申請期限後、1ヵ月程度で交付申請書に記載した口座に入金予定。

5 Q&A

Q 支援金の使途に制限はありますか？

A ありません。

Q 支援金は課税対象になりますか？

A 支援金は、税務上は益金(個人事業者の場合は総収入金額)に算入されるものですが、損金(個人事業者の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じないこととなります。所得税や法人税に関して不明な点などありましたら、所轄の税務署までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

銚田市政策企画部まちづくり推進課 地域振興係

電話：0291-36-7154(平日午前8時30分～午後5時15分)